

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和5年11月30日（令和5年（行情）諮問第1100号）

答申日：令和6年4月26日（令和6年度（行情）答申第37号）

事件名：警察と陸上自衛隊による共同訓練に関する文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる文書1ないし文書6（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年6月5日付け防官文第8820号及び同年10月13日付け同第15145号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定及び一部開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

(1) 審査請求書1（原処分1について）

ア 他にも文書が存在するものと思われる。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

そこで本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

イ 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電

子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

(2) 審査請求書2（原処分2について）

アないしエ 上記（1）アないしエのとおり。

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成29年6月5日付け防官文第8820号により、文書1を特定し、法9条1項の規定に基づく開示決定処分（原処分1）を行った後、同年10月13日付け同第15145号により、文書2ないし文書6を特定し、法5条1号、3号、4号及び6号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分2）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約6年4か月及び約6年1か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号、3号、4号及び6号に該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「他にも文書が存在するものと思われる」として、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、本件対象文書の電磁的記録は特定されたPDFファイル形式が全てである。
- (2) 審査請求人は、「履歴情報の特定を求める」とともに、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める」として、いわゆる変更履歴情報及びプロパティ情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。
- (3) 審査請求人は、「特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複製しているか確認を求める」としているが、本件対象文書と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。
- (4) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条1号、3号、4号及び6号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (5) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 令和5年11月30日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年12月11日 | 審議 |
| ④ | 令和6年3月22日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ | 同年4月19日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号、4号及び6号に該

当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対して審査請求人は、本件対象文書のPDFファイル形式以外の電磁的記録の特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性（PDFファイル形式以外の電磁的記録の保有の有無）及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書のPDFファイル形式以外の電磁的記録の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 文書1、文書5及び文書6については、原稿を電磁的記録として作成したものであるが、完成後はPDFファイル形式の電磁的記録として保存し、原稿の電磁的記録については、必要がないため廃棄したものと考えられ、開示請求時において、PDFファイル形式以外の電磁的記録は保有していない。

イ 文書2ないし文書4については、紙媒体により決裁を受けた文書であり、紙媒体をスキャナにより読み取ったPDFファイル形式の電磁的記録は保有しているものの、PDFファイル形式以外の電磁的記録は保有していない。

ウ 本件審査請求を受け、念のため関係部署のパソコン上のファイル等の探索を行ったが、PDFファイル形式以外の電磁的記録は確認されなかった。

(2) そこで検討すると、文書2ないし文書4には手書きの部分やスタンプ、印影が認められ、PDFファイル形式以外の電磁的記録は保有していないとする諮問庁の上記(1)イの説明に不自然、不合理な点はなく、上記(1)アの文書1、文書5及び文書6の作成及び保存状況並びに上記(1)ウの探索状況を踏まえると、防衛省において、本件対象文書のPDFファイル形式以外の電磁的記録を保有しているとは認められない。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 別表の番号1、3ないし5及び7に掲げる不開示部分について

別表の番号1、3ないし5及び7に掲げる不開示部分には、自衛隊の行動、運用、教育・訓練及び装備品に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力、練度及び態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 別表の番号2に掲げる不開示部分について

別表の番号2に掲げる不開示部分には、航空機の搭乗予定者である静岡県警察（以下「県警」という。）の警察官の職名、氏名、住所、性別及び年齢等が記載されており、当該部分は、警察官ごとに一体として法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

ア 航空機の搭乗予定者である警察官の氏名について

別表の番号2に掲げる不開示部分のうち、航空機の搭乗予定者である警察官の氏名について、法5条1号ただし書該当性について検討するに当たり、諮問庁から警察官の氏名の公表慣行が分かる資料の提示を受けて、当審査会において確認したところ、県警においては、警部補（同相当職）以下の階級にある職員の氏名は慣行として公にしていないことが認められる。

不開示部分に記載されている各警察官の職名（階級）を見分したところ、いずれも警部補以下であることが認められる。そうすると、航空機の搭乗予定者である警察官の氏名は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえないことから、法5条1号ただし書イに該当するとは認められず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分は、個人識別部分であり、法6条2項による部分開示の余地はないため、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 航空機の搭乗予定者である警察官の氏名以外の部分について

別表の番号2に掲げる不開示部分のうち、航空機の搭乗予定者である警察官の氏名以外の部分については、当該警察官の氏名と一体として、個人識別部分であると認められ、法5条1号ただし書イないしハに該当するとは認められない。

また、当該部分は、個人識別部分であることから、法6条2項による部分開示の余地はないため、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 別表の番号6に掲げる不開示部分について

別表の番号6に掲げる不開示部分には、県警との共同訓練における県警の編成に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条4号に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号、4号及び6号に該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条1号、3号及び4号に該当すると認められるので、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫, 委員 田村達久, 委員 野田 崇

別紙

1 本件請求文書

静岡県警と陸上自衛隊による共同訓練に関して「行政文書ファイル等」(平成23年防衛省訓令第15号「防衛省行政文書管理規則」)に綴られた文書の全て。*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報を含む。

2 本件対象文書

文書1 警察共同事前訓練実施計画大綱 平成29年2月16日(木)
第2中隊(1枚目)

文書2 平成28年度警察共同訓練実施に関する第34普通科連隊一般命令(34普連般命第25号。29.2.6)

文書3 部外者の航空機搭乗について(申請)(34普連第62号。29.2.6)

文書4 平成28年度警察共同訓練実施に関する第34普通科連隊第2中隊一般命令(34普連2中般命第7号。29.2.15)

文書5 平成28年度警察共同訓練の大綱 第3科

文書6 警察共同事前訓練実施計画大綱 平成29年2月16日(木)
第2中隊(1枚目を除く。)

別表

番号	本件対象文書	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 2	別紙中，第 6 項第 2 号イ（イ）の一部	自衛隊の行動，運用及び教育・訓練に関する情報であって，これを公にすることにより，自衛隊の運用要領，能力及び練度が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
2	文書 3	別紙中，付紙「搭乗者名簿」の表中の一部 別添「航空機搭乗承認申請書」の一部	個人に関する情報であり，これを公にすることにより，特定の個人を識別することができるようになり，個人の権利利益を害するおそれがあることから，法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
3	文書 4	別紙中，第 6 項第 2 号イ（イ）の一部 別紙中，付紙第 3 「警察共同訓練編成表」及び付紙第 4 「乗車区分表」のそれぞれ一部	自衛隊の行動，運用及び教育・訓練に関する情報であって，これを公にすることにより，自衛隊の運用要領，能力及び練度が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
4		別紙中，付紙第 5 「警察共同訓練資材一覧表（その 1）」及び付紙第 6 「警察共同訓練資材一覧表（その 2）」の「数量」欄のそれぞれ全部	自衛隊の装備品に関する情報であって，これを公にすることにより，自衛隊の態勢及び能力が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
5	文書 5	第 4 項の表中，「共同検問」欄の一部及び「武装工作員の鎮	自衛隊の行動，運用及び教育・訓練に関する情報であって，これを公にすることにより，自衛隊の運用要

		<p>「圧」欄の全部</p> <p>別紙第3「訓練実施全般配置図（原子力館）」の一部</p> <p>別紙第5「状況付与要領」の付紙第1「訓練想定」ないし付紙第3「状況付与の概要」の一部</p> <p>任務分担の基準第2項第1号及び第2号の表中、「任務」欄のそれぞれ全部並びに注釈の一部</p>	<p>領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。</p>
6		<p>別紙第4「全般編成表（基準）」の一部</p>	<p>県警との共同訓練の編成に関する情報であって、当該情報を開示することにより公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとともに、将来の同種の事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条4号及び6号に該当するため不開示とした。</p>
7	文書6	<p>2枚目、3枚目及び6枚目のそれぞれ一部並びに8枚目及び9枚目のそれぞれ全部</p>	<p>自衛隊の行動、運用及び教育・訓練に関する情報であって、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。</p>